

# 後期高齢者医療制度の 被保険者証(保険証)が更新されます!

今月号では、後期高齢者医療の新しい被保険者証(保険証)・窓口負担割合・保険料の軽減や納付方法についてお知らせします。

## 新しい被保険者証

8月1日から新しい被保険者証(赤色)に切り替わるため、7月末日までに新しい被保険者証を郵送(書留)でお届けします。被保険者証が届きましたら、記載内容に誤りがないかを確認してください。

期限の切れた被保険者証(黄色)は使用できませんので、住民課国保年金班にお返してください。



▲新しい被保険者証(赤色)

## 窓口での負担割合

病院等で受診した窓口負担割合は、前年の所得に応じて1割または3割(市町村民税課税所得が145万円以上の被保険者本人と同一世帯に属する被保険者)となります。いったん3割と判定された方で、申請することにより医療費が1割負担になる方には、「基準収入額適用申請書」を事前にお送りしますので、7月中に住民課国保年金班へ申請してください。

## 平成25年度の保険料

保険料は、後期高齢者医療制度に加入している75歳以上(及び一定の障害がある65歳以上)の方全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。(所得割率7.29%、均等割額は37,400円です。)

平成25年度の保険料は、前年の収入を基に計算し、7月中にお知らせします。

### ○保険料の軽減

前年度からの軽減措置が今年度以降も継続され、右表の要件に該当する方は、保険料が軽減されます。

均等割額の軽減	
世帯(被保険者及び世帯主)の総所得金額等	軽減割合
8.5割軽減に該当し、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない世帯	9割軽減
世帯内の被保険者全員と世帯主の所得金額の合計額が33万円以下の方	8.5割軽減
基礎控除額(33万円)+24万5,000円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)を超えない世帯	5割軽減
基礎控除額(33万円)+35万円×世帯の被保険者数を超えない世帯	2割軽減
所得割額の軽減	
基礎控除後の所得金額等	軽減割合
58万円以下(年金収入で153万円～211万円まで)	5割軽減

## 保険料の納付方法

### ○年金からの天引き

2ヶ月に1度支給される年金から保険料が天引きされます。年金からの天引きには特別な手続きの必要はありません。

※75歳の誕生日を迎えた方は、年金からの天引きの手続きが済むまでは納付書による支払いになります。

### ○納付書

年金の受け取りが年額18万円未満の方と、介護保険料と合わせた保険料額が年金の受け取り額の半分以上を超える方は、原則、納付書による支払いとなります。

### ○口座振替

年金からの天引きと納付書払いを希望されない方は、ご指定の口座から保険料が引き落とされる口座振替を選択できます。口座振替を希望する方は、住民課国保年金班及び金融機関に備えてある「口座振替依頼書」に記入し、振替を希望する金融機関へ提出してください。

【必要なもの】振替口座の通帳、通帳のお届け印、被保険者証